

教 生 学 第 6 号

令和2年(2020年)4月3日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長  
様  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

「スクリーニング活用ガイド」の送付について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から事務連絡がありましたので通知します。

つきましては、児童虐待やいじめ、貧困問題など子供たちが抱える問題の早期発見のため、積極的に活用いただきますようお願いします。

担 当 : 生徒指導・学校安全グループ  
主 査 瀬 越 義 範  
T E L : 011-231-4111  
内 線 : 35-673  
E-mail : segoshi.yoshinori@pref.hokkaido.lg.jp





事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 3 0 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 担 当 課  
附 属 学 校 を 置 く 各 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を  
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条  
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 担 当 課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

#### 「スクリーニング活用ガイド」の送付について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

この度、文部科学省では、学校生活の中で子供のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐためのツールとしてスクリーニングを活用いただけるよう、有識者の協力を得ながら「スクリーニング活用ガイド」を作成し、下記のとおり文部科学省ホームページに掲載しましたので、お知らせいたします。児童虐待やいじめ、貧困問題など子供たちが抱える問題の早期発見のため、積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた市町村担当部課にあっては所轄する学校に対して、活用の周知を図るようよろしくお願いいたします。

## 記

- 「スクリーニング活用ガイド」（令和2年3月 文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm)



（参考）

- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年1月 文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128\\_mxt\\_kouhou02\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf)



- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月 文部科学省）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)



（本件担当）

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111（内3299）